

令和3年6月

射水市議会定例会議案

目 次

- 議案第 3 7 号 令和 3 年度射水市一般会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 3 8 号 射水市不妊治療費助成に関する条例の一部改正について
- 議案第 3 9 号 射水市企業立地推進条例の一部改正について
- 議案第 4 0 号 字の区域の変更及び廃止について
- 議案第 4 1 号 富山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について
- 議案第 4 2 号 市道路線の認定について
- 議案第 4 3 号 動産の取得について
- 議案第 4 4 号 射水市立大門中学校長寿命化改良第 期（建築主体）工事請負契約について
- 報告第 4 号 専決処分の報告について
- 報告第 5 号 継続費繰越計算書について（一般会計）
- 報告第 6 号 繰越明許費繰越計算書について（一般会計）
- 報告第 7 号 建設改良費繰越計算書について（下水道事業会計）

議案第 38 号

射水市不妊治療費助成に関する条例の一部改正について

射水市不妊治療費助成に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 3 年 6 月 7 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市不妊治療費助成に関する条例の一部を改正する条例

射水市不妊治療費助成に関する条例(平成 24 年射水市条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号を次のように改める。

- (4) 夫婦 戸籍法(昭和 22 年法律第 224 号)第 74 条の規定による届出をしている夫婦(外国人の場合は、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 7 条で規定する住民票の記載事項により夫婦であることを確認できる夫婦)又は戸籍法第 74 条の規定による届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある夫婦(附則第 4 項において「事実婚の夫婦」という。)をいう。

附則に次の 1 項を加える。

(助成金の交付申請及び請求に関する特例)

- 4 令和 3 年 1 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に特定不妊治療に係る 1 回の治療が終了した事実婚の夫婦及び令和 3 年 1 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に一般不妊治療を受けた事実婚の夫婦については、第 6

条第 1 項の規定にかかわらず、令和 3 年 9 月末日までに交付申請書兼請求書を提出できるものとする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の射水市不妊治療費助成に関する条例の規定は、令和 3 年 1 月 1 日以後に特定不妊治療に係る 1 回の治療が終了した夫婦及び令和 3 年 1 月 1 日以後に一般不妊治療を受けた夫婦に適用する。

議案第 39 号

射水市企業立地推進条例の一部改正について

射水市企業立地推進条例の一部を次のように改正する。

令和 3 年 6 月 7 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市企業立地推進条例の一部を改正する条例

射水市企業立地推進条例（平成 17 年射水市条例第 174 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 新規立地又は増設の工場等の設置者が、工場等を移転するために、工場等の移転又は工場等の移転に伴い従業員及びその同居家族が県外から市内に転居する場合に要する経費

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の射水市企業立地推進条例の規定は、令和 3 年 4 月 1 日以後に工場等の設置工事に着手した者に適用する。

議案第40号

字の区域の変更及び廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市内の字の区域を別紙のとおり変更し、及び廃止する。

なお、その効力は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による県営農地整備事業水戸田地区の換地処分の公告があった日の翌日から生ずるものとする。

令和3年6月7日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

(別紙)

変 更 調 書

1 字の区域の変更に関するもの

市町村名	従前の大字、字の区域を変更し、大字「水戸田」に編入する区域		
	大字名	字名	地 番
射水市	橋下条	大白	6 2 1 5 番の一部、6 2 1 7 番の一部、 6 2 1 8 番
	若林		2 7 0 番 1 の一部

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

市町村名	従前の大字の区域を変更し、大字「橋下条」に編入する区域		
	大字名	字名	地 番
射水市	水戸田		9 2 3 番の一部、9 2 5 番の一部、 1 1 5 3 番の一部、1 1 5 7 番の一部、 1 1 5 9 番の一部

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

市町村名	従前の大字の区域を変更し、大字「若林」に編入する区域		
	大字名	字名	地 番
射水市	水戸田		8 2 6 番の一部

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

2 字の区域の廃止に関するもの

市町村名	従前の字の区域を廃止する区域		
	大字名	字名	地番
射水市	橋下条	大白	6 2 1 5 番の一部、6 2 1 6 番の一部、 6 2 1 7 番の一部
	水戸田	惣分	7 8 0 番 2、7 8 1 番 2、7 8 1 番 3、 7 8 4 番 3、7 8 7 番 3、8 1 2 番 2、 8 1 3 番、1 0 3 2 番 3、1 0 3 3 番 2
	水戸田	畑田	1 1 3 4 番 2、1 1 3 6 番 2、1 1 4 2 番 2、 1 5 7 8 番 2、1 5 8 3 番 1、1 6 6 9 番 2、 1 6 7 4 番 2、1 6 8 1 番 2、1 7 0 9 番 2、 1 7 0 9 番 3、1 7 0 9 番 4、1 7 0 9 番 5、 1 7 0 9 番 6、1 7 2 3 番 1、1 7 2 3 番 2、 1 7 2 3 番 3、2 0 1 7 番 2、2 0 2 7 番 2、 2 0 2 7 番 3、2 0 3 0 番 2、2 0 5 3 番 2、 2 0 5 3 番 3、2 0 8 4 番 2、2 0 8 4 番 3、 2 1 7 2 番 1、2 1 7 2 番 2、2 1 8 9 番 2、 2 1 8 9 番 3、2 2 1 0 番 2、2 2 1 0 番 3、 2 2 1 0 番 4、2 2 5 2 番、2 2 5 5 番 2

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

議案第 4 1 号

富山県市町村総合事務組合同規約の変更に関する協議について

富山県市町村総合事務組合同規約(昭和37年12月1日富山県指令地第1828号)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、別紙のとおり変更することに関し協議することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年6月7日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

(別紙)

富山県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約

富山県市町村総合事務組合同規約(昭和37年12月1日富山県指令地第1828号)の一部を次のように変更する。

第3条第10号を削る。

別表第2第3条第10号に関する事務の項を削る。

附 則

この規約は、令和3年8月1日から施行する。

議案第 4 2 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により、市道路線を次のとおり認定する。

令和 3 年 6 月 7 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

認定する路線

認定路線名	起 点	終 点
塚原 1 5 8 号線	朴木	朴木
塚原 1 5 9 号線	朴木	朴木
戸破 2 1 3 9 号線	戸破	戸破
金山 3 6 3 号線	上野	上野
中村 1 7 号線	中村	中村
中村 1 8 号線	中村	中村
中村 1 9 号線	中村	中村
中村 2 0 号線	中村	中村
中村 2 1 号線	中村	中村
中野 1 2 号線	中野	中野

議案第 4 3 号

動産の取得について

消防ポンプ自動車（C D - 型）の購入について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 8 号及び射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 7 年射水市条例第 5 0 号）第 3 条の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 名 称 消防ポンプ自動車（C D - 型）
- 2 数 量 1 台
- 3 取得の方法 指名競争入札による契約
- 4 取得価格 2 9 , 9 7 5 , 0 0 0 円
(うち消費税等 2 , 7 2 5 , 0 0 0 円)
- 5 契約の相手方 富山市牛島新町 4 番 1 0 号
株式会社モリタ富山営業所
所長 伊藤 晶広

令和 3 年 6 月 7 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

議案第 4 4 号

射水市立大門中学校長寿命化改良第 期（建築主体）工事請負
契約について

令和 3 年 5 月 2 6 日に制限付き一般競争入札に付した射水市立大門中学校長寿命化改良第 期（建築主体）工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号及び射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 7 年射水市条例第 5 0 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 射水市立大門中学校長寿命化改良第 期（建築主体）工事
- 2 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- 3 契約金額 3 4 5 , 4 0 0 , 0 0 0 円
(うち消費税等 3 1 , 4 0 0 , 0 0 0 円)
- 4 契約の相手方 高田建設・くみあい建設射水市立大門中学校長寿命化改良第 期（建築主体）工事共同企業体
代表者 射水市土合 1 4 9 0 番地
高田建設株式会社
代表取締役 高田 実
構成員 射水市鷲塚 6 5 番地 7
くみあい建設株式会社
代表取締役社長 渡邊 竜一

令和 3 年 6 月 7 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

報告第 4 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 3 年 6 月 7 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

記

和解及び損害賠償額の決定

専決処分番号	専決処分年月日	専決処分の内容
3	令和 3 年 4 月 30 日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100 パーセント 損害賠償額 市 426,241 円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住 1 名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和 2 年 12 月 17 日 場 所 射水市黒河地内
4	令和 3 年 4 月 30 日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100 パーセント 損害賠償額 市 114,400 円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住 1 名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和 2 年 12 月 17 日 場 所 射水市黒河地内

専決処分 番号	専決処分年月日	専決処分の内容
5	令和3年4月30日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 211,200円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年1月11日 場 所 射水市開口地内
6	令和3年4月30日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 742,497円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市外在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年1月10日 場 所 射水市南太閤山14丁目地内
7	令和3年4月30日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 291,500円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年1月11日 場 所 射水市東明東町地内
8	令和3年4月30日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 59,730円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年1月15日 場 所 射水市太閤町地内
9	令和3年4月30日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 99,000円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年1月9日 場 所 射水市片口久々江地内

専決処分 番号	専決処分年月日	専決処分の内容
10	令和3年4月30日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 166,804円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年1月19日 場 所 射水市八幡町二丁目地内
11	令和3年4月30日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 495,000円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年1月10日 場 所 射水市小林地内
12	令和3年4月30日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 116,600円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年1月11日 場 所 射水市朴木地内
13	令和3年4月30日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 370,081円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年1月9日 場 所 射水市作道地内
14	令和3年4月30日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 123,860円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年1月10日 場 所 射水市七美地内

専決処分 番 号	専決処分年月日	専決処分の内容
15	令和3年4月30日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 53,900円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年2月17日 場 所 射水市戸破(若宮町)地内
16	令和3年4月30日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 36,300円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年2月19日 場 所 射水市上野地内
17	令和3年4月30日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 77,000円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年2月18日 場 所 射水市三ヶ(水源町)地内
18	令和3年4月30日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 71,500円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年1月10日 場 所 射水市庄西町一丁目地内

報告第 5 号

継続費繰越計算書について（一般会計）

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 145 条第 1 項の規定により、別紙のとおり令和 2 年度射水市一般会計継続費繰越計算書を調製したので、報告する。

令和 3 年 6 月 7 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

令和2年度射水市一般会計継続費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	継続費 の総額	令和2年度継続費 予算現額			支出済 額及び 支出見 込額	残額	翌年度 通次繰 越額	左の財源内訳			
				予算 計上額	前年度通 次繰越額	計				繰越金	特定財源		
											国 県 支出金	地方債	その他
4 衛生費	2 清掃費	クリーンピア射水整備事業費	3,777,819,000	2,050,931,000	31,705,000	2,082,636,000	1,960,484,000	122,152,000	122,152,000	25,852,000	0	96,300,000	0

報告第 6 号

繰越明許費繰越計算書について（一般会計）

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により、別紙のとおり令和 2 年度射水市一般会計繰越明許費繰越計算書を調製したので報告する。

令和 3 年 6 月 7 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

(別紙)

令和2年度射水市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	広報広聴費	11,381,000	11,381,000	0	11,381,000	0	0	0
		財産管理費	163,000,000	107,390,000	0	45,277,000	0	0	62,113,000
		移住・定住促進事業費	8,000,000	8,000,000	0	8,000,000	0	0	0
		電算管理費	440,000	440,000	0	0	0	0	440,000
		コミュニティセンター整備事業費	448,637,000	381,315,520	0	0	356,000,000	0	25,315,520
		万葉線対策費	33,608,000	23,345,480	0	0	3,400,000	0	19,945,480
3 民生費	1 社会福祉費	社会福祉団体等対策事務費	40,000,000	40,000,000	0	20,000,000	0	0	20,000,000
		高齢者福祉施設費	7,200,000	7,200,000	0	0	0	0	7,200,000
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種費	626,523,000	623,656,795	11,262,795	612,394,000	0	0	0
		斎場管理費	315,321,000	286,666,000	0	0	272,300,000	0	14,366,000
	2 清掃費	クリーンピア射水管理費	61,710,000	60,117,000	0	0	57,100,000	0	3,017,000
6 農林水産業費	1 農業費	土地改良事業推進対策費	17,489,000	17,489,000	0	0	16,600,000	0	889,000

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
	3 水産業費	新湊漁港建設費	22,935,000	22,935,000	0	0	18,000,000	0	4,935,000
7 商工費	1 商工費	商工業振興費	563,600,000	563,600,000	0	563,600,000	0	0	0
		道の駅維持管理費	45,063,000	45,063,000	0	40,295,000	0	0	4,768,000
8 土木費	1 道路橋梁費	道路橋梁総務費	1,300,000	1,023,000	0	0	0	0	1,023,000
		市道新設改良費	32,800,000	15,527,000	0	0	14,700,000	0	827,000
		地方道路交付金事業費	28,535,000	15,256,000	0	5,995,414	5,600,000	0	3,660,586
		道路橋梁維持費	70,700,000	41,842,700	0	1,706,000	32,500,000	0	7,636,700
		橋梁長寿命化・耐震化対策事業費	122,791,000	101,847,500	0	56,002,760	43,100,000	0	2,744,740
		消雪施設維持管理費	27,922,000	27,141,500	0	16,284,900	0	0	10,856,600
		土砂災害対策費	5,830,000	5,830,000	0	2,100,000	3,700,000	0	30,000
	2 河川管理費	河川管理費	104,622,000	104,622,000	0	0	104,100,000	0	522,000
	4 都市計画総務費	都市計画総務費	6,380,000	0	0	0	0	0	0
		まちづくり交付金事業費	176,029,000	125,092,830	0	61,724,000	61,400,000	0	1,968,830

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫支出金	地方債	その他	
		公園維持管理費	94,591,000	79,668,064	0	39,826,000	21,500,000	0	18,342,064
	6 住 宅 費	重点密集市街地整備費	48,622,000	0	0	0	0	0	0
10 教 育 費	2 小 学 校 費	健康管理費（小）	16,000,000	16,000,000	0	16,000,000	0	0	0
		スクールバス運行費（小）	31,053,000	31,053,000	0	31,053,000	0	0	0
	3 中 学 校 費	健康管理費（中）	7,200,000	7,200,000	0	7,200,000	0	0	0
		小杉南中学校整備費	54,000,000	53,755,800	0	8,429,000	28,600,000	0	16,726,800
		大門中学校整備費	357,569,000	352,441,111	0	82,959,000	243,500,000	0	25,982,111
	6 保 健 体 育 費	スポーツ施設維持管理費	33,704,000	33,044,000	0	33,044,000	0	0	0
		フットボールセンター整備事業費	1,635,323,000	1,635,323,000	0	692,854,000	827,300,000	108,000,000	7,169,000
合 計			5,219,878,000	4,845,266,300	11,262,795	2,356,125,074	2,109,400,000	108,000,000	260,478,431

報告第 7 号

建設改良費繰越計算書について（下水道事業会計）

令和 2 年度射水市下水道事業会計予算の建設改良費は、別紙のとおり繰り越したので、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 2 6 条第 3 項の規定により報告する。

令和 3 年 6 月 7 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

令和2年度射水市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予 算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説明
						国庫補助金	企業債	当 年 度 分 損 益 勘 定 留 保 資 金 等			
1	1	建設改良事務費	52,203,000	49,515,585	1,557,000	0	0	1,557,000	1,130,415		支払い義務が発生しなかったため。(他の関連工事との調整に期間を要したため。)
		公共下水道事業	99,134,000	28,913,000	70,133,000	0	66,600,000	3,533,000	88,000		
		改 築 事 業	142,810,000	14,637,259	128,171,000	50,482,000	63,100,000	14,589,000	1,741		
		雨水整備事業	234,890,000	15,617,832	219,270,000	80,135,000	110,200,000	28,935,000	2,168		
		流域下水道 建設負担金	41,565,000	18,399,000	17,726,000	0	17,400,000	326,000	5,440,000		
		農 業 集 落 排 水 事 業	23,790,000	21,659,000	2,131,000	0	2,000,000	131,000	0		
合 計		594,392,000	148,741,676	438,988,000	130,617,000	259,300,000	49,071,000	6,662,324			